

**【総論、自己資本比率計算】**  
**【第 2 章～第 5 章（国際統一基準、国内基準）関係】**

< 投資損失引当金・偶発損失引当金等の取扱い >

【関連条項】第 1 条、第 6 条等、第 10 条等、第 71 条

第 1 条 - Q1 投資損失引当金・偶発損失引当金について、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金と同様の取扱いが認められますか。

（平成 20 年 12 月 24 日追加）

（A）

一般的に、投資損失引当金や偶発損失引当金は、信用リスクにかかる引当金として実務的に定着しており、一般貸倒引当金、あるいは個別貸倒引当金の計上方法に準じた取扱いとなっていることから、内部格付手法においては、適格引当金（第 1 条）として、標準的手法においては、一般貸倒引当金（第 6 条等）あるいは個別貸倒引当金（第 10 条等、第 71 条）と同様のものとして、取扱うことで差し支えはありません。

ただし、投資損失引当金や偶発損失引当金などの勘定科目を有している場合でも、それが、一般貸倒引当金に準じる形で計上されているもの、あるいは、個別貸倒引当金に準じる形で計上されているものとの適切に区分した上で、告示上、その性格に応じた引当金の勘案を行う必要があります。

< 株式等エクスポージャーに対し計上されている投資損失引当金の取扱い >

【関連条項】第 8 条、第 20 条、第 31 条、第 43 条

第 8 条 - Q3 PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーに対し、投資損失引当金が計上されている場合、当該引当金により、株式等エクスポージャーにかかる期待損失額を減額することは可能ですか。

（平成 20 年 12 月 24 日追加）

（A）

減額しても差し支えありません。

